

●文中の「SC」はサービスセンターの略

マイナンバーカードで証明書のコンビニ交付を

マイナンバーカードを使って、午前6時30分～午後11時にコンビニのマルチコピー機で各種証明書が取得できます。手数料は窓口より100円安くなります。

取得できる証明書

- ①住民票の写し(本人・同一世帯分)
- ②印鑑登録証明書(本人分)
- ③所得・課税証明書(令和4年度の本入分)
- ④戸籍全部(個人事項証明書(本人・同一戸籍分))

*④の利用時間は午前9時～午後7時(土・日、祝日は午後5時まで)。

●問い合わせ

市民課 ☎(888)5717

佐竹史料館 休館のお知らせ

改築工事のため7月1日(金)から令和7年2月(予定)まで休館します。ご了承ください。



休館中の問い合わせ

佐竹史料館
☎(863)0770・FAX(863)0771

マイナポイントの手続き支援の窓口を開設

マイナンバーカードを取得したかたが、お店での買い物などに利用できるキャッシュレス決済のポイント還元を受けられる国のマイナポイント事業について、ご自身でマイナポイントの手続きが困難なかたを対象とした支援窓口を開設します。ご希望のかたは、直接窓口へお越しください。

●問い合わせ

情報統計課 ☎(888)5485

持ち物

マイナンバーカード(作成時に設定した4ケタの暗証番号もお聞きします)と、マイナポイントを付与するためのキャッシュレス決済サービス用カードなど

* 公金受取口座登録手続きを希望されるかたは、口座情報がわかるものをお持ちください。

会場と日程(時間は午前9時～午後5時、①の第2・4の土日のみ午後4時30分まで)

- ① 市役所1階市民の座：平日のほか第2・4の土日
- ② 北部市民SC：6月20日(月)・7月25日(月)・8月22日(月)
- ③ 南部市民SC：6月21日(火)・7月19日(火)・8月23日(火)
- ④ 西部市民SC：6月22日(水)・7月20日(水)・8月24日(水)
- ⑤ 河辺市民SC：6月23日(木)・7月21日(木)・8月25日(木)
- ⑥ 雄和市民SC：6月24日(金)・7月22日(金)・8月26日(金)



マイナポイント

◆ マイナポイントについて詳しくは、国のコールセンターへお問い合わせになるか、左記ホームページをご覧ください。

☎01200950178
<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>

マイナンバーカード出張申請サポートを実施

無料で写真を撮影し、マイナンバーカードの申請をサポートします。運転免許証、健康保険証など本

人確認書類をお持ちください(カードの交付は後日、市役所1階市民課や市民SCなどで行います)。

* 14歳以下のかたが申請する場合は保護者の同意が必要です。
* ご自身で申請希望で、マイナンバーカードの交付申請書をお持ちでないかたには郵送しますので、ご連絡ください。

●問い合わせ

市民課 ☎(888)5717

会場と日程(時間は午前10時～午後4時、①のみ午後5時まで)
① イオンモール秋田ウエストモール2階未来屋書店前
…6月18日(土)・19日(日)

- ② 河辺市民SC：6月20日(月)
- ③ 雄和市民SC：6月21日(火)
- ④ 西部市民SC …6月23日(木)・24日(金)
- ⑤ 北部市民SC …6月27日(月)・28日(火)・29日(水)
- ⑥ 南部市民SC …6月30日(木)・7月1日(金)

* 掲載した催しなどは、新型コロナウイルス感染症予防などのため、中止または変更になる場合がありますので、実施の有無については、事前に主催者にご確認ください。また、会場ではマスクの着用などをお願いします。

文中の「広報ID番号」を、秋田市ホームページ上の検索画面(右)に入力すると当該ページへ移行します

サイト内検索 よくある質問検索 広報ID検索

「広報ID番号」をここに入力！



みんなで支えるあきたの暮らし あしたも元気に国民健康保険

令和4年度の納税通知書は6月30日(木)にお送りします。

問い合わせは国保年金課へ

- 課税内容、軽減・減免制度、特別徴収▶賦課担当☎(888)5632
- 納付▶収納推進室収納担当☎(888)5635 ■減額認定証▶給付担当☎(888)5630
- 口座振替▶収納推進室管理担当☎(888)5634 ■脱退の手続き▶資格担当☎(888)5633

法律により、納税義務者は世帯主と定められています。社会保険加入者にも関わらず、国保の納税通知書が届いたときは、通知書の2枚目の加入者の状況で、ご家族に加入者がいないかご確認ください。

確定申告期間の延長により、所得税の確定申告書を今年3月16日以降に税務署へ提出したかたは、確定申告の内容が反映されないまま、納税通知書が送付される場合があります。申告書の内容が届き次第、税額変更などを行い、改めてお知らせします。

年度途中で40歳になるかたは、誕生月から年度末までの介護分を月割りで計算し、これを加算した税額の納税通知書を改めてお送りします。

年度途中で65歳になるかたは、誕生日の前月までの介護分を月割りで計算して、各納期に振り分けています。65歳到達月以降は、介護保険1号被保険者として介護保険料をお支払いいただきます。

今年度中に75歳になるかたは、誕生日から後期高齢者医療制度に加入することとなるため、国民健康保険の資格がなくなります。

国保税は、誕生月の前月までの分を月割りで計算し、各納期に振り分けています。75歳到達月以降は、後期高齢者医療制度の保険料をお支払いいただきます。

納付方法のうち、特別徴収は、4・6・8月(仮徴収)と10・12・2月(本徴収)の年6回、世帯主に支給される年金から引き落とされます。

第1期の減免申請期限は7月25日(月)です。期限を過ぎて申請すると1期分は減免の審査対象ではなくなるためご注意ください。なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送による申請にご協力ください。

*新型コロナウイルスの影響により収入が減少したかたなどへの減免については、次号広報あきたでお知らせします。

国保に加入している70歳以上のかたの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請

国保に加入している70～74歳のかたで、世帯全員が市民税非課税の場合は、入院時の医療費と食事代が減額される「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されます。

また、自己負担割合3割のかたのうち、「現役並みⅡ」「現役並みⅠ」に該当するかた(下表参照)も「限度額適用認定証」が申請により交付されます。いずれの対象者にも申請書を6月24日(金)にお送りします。申請期限は7月8日(金)です。

区分ごとの自己負担限度額(1か月)	市民税課税世帯	高齢受給者証の一部負担金の割合の欄が3割のかた	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	外来 + 入院(世帯)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (140,100円※)		
			現役並みⅡ 課税所得380万円以上		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (93,000円※)		
			現役並みⅠ 課税所得145万円以上		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (44,400円※)		
		高齢受給者証の一部負担金の割合の欄が2割のかた	一般	外来(個人)	18,000円 (年間上限144,000円)	外来 + 入院(世帯)	57,600円 (44,400円※)
		認定証の適用区分が区分Ⅱ	低Ⅱ		8,000円		24,600円
	非課税世帯	認定証の適用区分が区分Ⅰ	低Ⅰ			15,000円	

※過去12か月以内に4回以上、世帯の自己負担限度額に達した場合、4回目から「多数該当」となり自己負担限度額が下がります。